

第34回定時株主総会招集ご通知に関するの インターネット開示事項

連結注記表

個別注記表

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

日本アジアグループ株式会社

連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.japanasiagroup.jp/>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 99社
- ・主要な連結子会社の名称 国際航業(株)
(株)ザクティ
JAG国際エナジー(株)
(株)KHC

前連結会計年度において連結子会社でありました(株)エオネックス及び(株)利水社は、2020年4月に全株式を譲渡したため連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 -社

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用関連会社の数 3社
- ・主要な持分法適用関連会社の名称 (株)ミッドマップ東京
(株)R T i - c a s t
愛知田原バイオマス発電合同会社

愛知田原バイオマス発電合同会社は、2020年10月に新たに愛知田原バイオマス発電合同会社の出資持分を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社に含まれることといたしました。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法を適用しない関連会社の名称 該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、12月31日を決算日としているJAGシーベル(株)他1社及び1月31日を決算日としている(株)坂詰製材所他1社は同日現在の計算書類を使用しております。それ以外の決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との差異期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ たな卸資産

・商品及び製品

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

・仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

・販売用不動産

主として、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

（リース資産を除く）

太陽光発電設備については定額法を採用しております。その他の有形固定資産については主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～20年

その他 2～20年

ロ 無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ③ 重要な繰延資産の処理方法
- イ 創立費 5年間で均等償却しております。
 - ロ 開業費 5年間で均等償却しております。
- ④ 重要な引当金の計上基準
- イ 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
 - ハ 受注損失引当金 受注業務に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未完成業務の損失見込額を計上しております。
 - ニ 株主優待引当金 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。
- ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。
 - ハ 小規模企業等における簡便法の採用 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- ⑦ 重要な収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を、それ以外の請負契約については工事完成基準を適用しております。

⑧ 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしているものについては特例処理を採用しており、それ以外のものについては繰延ヘッジ処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金等に係る金利

ハ ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの既に経過した期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の間に高い相関関係があるか否かで有効性を評価しております。なお、特例処理による金利スワップについてはヘッジの有効性評価を省略しております。

⑨ のれんの償却に関する事項

のれんについては投資効果の発現する期間を個別に見積もり、合理的な期間で均等償却しております。

⑩ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ 連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

ハ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(5) 表示方法の変更

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

(6) 会計上の見積りに関する注記

（工事進行基準による収益認識）

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

工事進行基準売上高（竣工済みの工事を除く） 19,727百万円

② 認識した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一部の国内連結子会社は、請負業務について成果の確実性が認められる部分は、工事進行基準を適用しております。適用にあたっては、工事収益総額、工事原価総額および連結会計年度末における工事進捗度を合理的に見積る必要があります。工事進行基準による収益の計上の基礎となる工事原価総額は、契約ごとの計画原価を使用して見積りを行っております。

計画原価の策定時に想定していなかった原価の発生等により計画原価を見直した場合は、工事原価総額および工事進捗度が変動するため、売上高および売上原価の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（繰延税金資産の回収可能性）

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（連結納税グループ以外の連結子会社を含む） 944百万円

② 認識した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、連結納税制度を前提とした会計上の見積りを行っております。2021年3月1日開催の取締役会で決議した連結子会社かつ連結納税子会社であるJAG国際エナジー株式会社及び国際航業株式会社の売却（将来、連結納税主体から離脱させること）に関する見積りについては、以下の取扱いをしております。

JAG国際エナジー株式会社及び国際航業株式会社は、取締役会において売却の方向性について決議しているものの、売却にあたっては株主総会での特別決議が必要になることから、当連結会計年度末時点では、売却が実行される可能性が高いとまでは認められないと判断して、将来、その離脱は行われまいとの仮定のもとで繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

(7) 会計上の見積りの変更

(耐用年数及び資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、当社及び一部の子会社の事務所の不動産賃貸借契約を変更したことに伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。また、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去費用について見積りの変更を行いました。これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ43百万円減少しております。

(8) 追加情報

株式給付信託 (BBT) の導入

当社は、2018年6月26日開催の第31回定時株主総会決議に基づき、取締役 (社外取締役を除く。) の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の取締役に對し、当社株式を給付する仕組みです。

当社は取締役に対して、役員株式給付規程に従いポイントを付与し、原則として退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。取締役に対して給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

なお、当連結会計年度におけるポイントの付与はありません。

② 信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式を信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は274百万円、株式数は580,800株であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 担保資産

現金及び預金	7,320百万円
受取手形及び売掛金	1,086百万円
販売用不動産	710百万円
その他（流動資産）	97百万円
建物及び構築物	3,627百万円
機械装置及び運搬具	36,108百万円
土地	1,665百万円
リース資産	6,234百万円
その他（有形固定資産）	90百万円
投資有価証券	1,150百万円
その他（投資その他の資産）	1,111百万円
計	59,203百万円

② 担保付債務

短期借入金	4,930百万円
1年内償還予定の社債	1,850百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,438百万円
1年内返済予定のプロジェクトファイナンスに係る長期借入金	3,866百万円
社債	1,700百万円
長期借入金	19,223百万円
プロジェクトファイナンスに係る長期借入金	32,089百万円
リース債務	7,309百万円
計	72,407百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 24,018百万円

(3) 有形固定資産の取得価額から直接減額した圧縮記帳額

建物及び構築物	171百万円
機械装置及び運搬具	593百万円
土地	25百万円
リース資産	162百万円
その他（工具、器具及び備品）	9百万円

(4) 保証債務

次のとおり債務保証を行っております。

保証先	金額 (百万円)	内容
複数得意先	151	顧客の借入債務 (つなぎ融資)
計	151	

(5) 1年内返済予定のプロジェクトファイナンスに係る長期借入金及びプロジェクトファイナンスに係る長期借入金

グリーン・エネルギー事業を営む連結子会社が借り入れたプロジェクトファイナンスであります。

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 補助金収入及び固定資産圧縮損

国庫補助金等による収入であり、固定資産圧縮損は当該補助金により取得した固定資産 (建物及び構築物、機械装置及び運搬具) の圧縮記帳に係るものであります。

(2) 固定資産除売却損

機械装置及び運搬具除却損27百万円であります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
発行済株式				
普通株式	27,763,880	—	—	27,763,880
合計	27,763,880	—	—	27,763,880
自己株式				
普通株式 (注) 1、2	889,980	7,132	—	897,112
合計	889,980	7,132	—	897,112

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式580,800株が含まれております。

2. 単元未満株式の買取りによる増加7,132株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	274	10.00	2020年3月31日	2020年6月26日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2021年4月28日開催の臨時株主総会において次のとおり承認可決されました。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年4月28日 臨時株主総会	普通株式	利益剰余金	8,234	300	2021年3月18日	2021年4月30日

(注) 1. 配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金174百万円が含まれております。

2. 2021年4月28日臨時株主総会決議による配当は、特別配当となります。

(3) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、「空間情報事業」、「グリーン・エネルギー事業」、「森林活性化事業」及びその他の事業を行っております。運転資金については原則として金融機関からの短期借入金による調達を行っております。

設備資金につきましては案件ごとに手元資金で賄えるか不足するかについての検討を行い、不足が生じる場合は金融機関からの長期借入金およびプロジェクトファイナンスに係る長期借入金による調達を行っております。資金に余剰が生じた場合は、借入金の返済によって資金効率の向上に努めることを基本方針としておりますが、一時的な余剰資金である場合においては定期預金を中心に保全を最優先した運用を行うこととしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、そのほとんどが1年以内の回収期日であります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。営業債務である買掛金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

短期借入金は、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金およびプロジェクトファイナンスに係る長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとのデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

社債は、主に営業取引に係る資金調達の一環であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

当社グループは、営業債権である受取手形及び売掛金について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

ロ 市場リスクの管理

変動金利の借入金及びプロジェクトファイナンスに係る借入金のうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとのデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

投資有価証券は、定期的に時価を把握しております。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、資金調達手段の多様化、複数の金融機関からの当座貸越枠の取得、月次の資金繰計画の作成などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	26,044	26,044	—
(2) 受取手形及び売掛金	28,419	28,419	—
(3) 投資有価証券	1,894	1,894	—
資産計	56,359	56,359	—
(1) 支払手形及び買掛金	8,768	8,768	—
(2) 短期借入金	12,668	12,668	—
(3) 社債	4,130	4,151	21
(4) 長期借入金	35,469	35,576	107
(5) プロジェクトファイナンスに 係る長期借入金	38,641	38,641	—
(6) リース債務	11,630	12,060	430
負債計	111,308	111,867	559

- (注) 1. 社債には、一年内に償還予定のものを含めております。
 2. 長期借入金には、一年内に返済予定のものを含めております。
 3. プロジェクトファイナンスに係る長期借入金には、一年内に返済予定のものを含めております。
 4. リース債務には、一年内に返済予定のものを含めております。
 5. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、株式は期末日における取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の種類（会社毎）や一定の期間に基づく区分ごとに分類し、固定金利のもの、または、変動金利であっても金利の変動が市場金利に連動していないもの、金利スワップの特例処理によるものについては、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(5) プロジェクトファイナンスに係る長期借入金

プロジェクトファイナンスに係る長期借入金の種類（会社毎）や一定の期間に基づく区分ごとに分類し、固定金利のもの、または、変動金利であっても金利の変動が市場金利に連動していないもの、金利スワップの特例処理によるものについては、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(6) リース債務

元利金の合計額を当該リース債務の残存期間及び利率で割り引いて時価を算定しております。

6. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式等	1,500

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

一部の子会社では、宮城県その他の地域において、主に、賃貸用の土地及び建物等を有しております。

2021年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は21百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
1,504	△66	1,437	1,305

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当期増減額のうち主な減少は、子会社の売却による減少45百万円、減価償却費26百万円であります。
3. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 816円53銭
- (2) 1株当たり当期純損失 11円55銭

(注) 当社は、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託 (BBT)」に残存する自己の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は580,800株であり、1株当たり当期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は580,800株であります。

8. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の無償割当ての中止)

当社は、2021年3月22日開催の当社取締役会において、甲種新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を割り当てることを決定しておりましたが、2021年4月26日開催の当社取締役会決議により、本新株予約権の無償割当てを中止することを決定いたしました。

1. 無償割当てを中止する本新株予約権の内容

(1)新株予約権の名称

甲種新株予約権

(2)本新株予約権の数

基準日（第5項で定義される。以下同じ。）における当社の最終の発行済株式の総数（但し、当社が有する当社株式の数を控除する。）とする。

(3)割当方法

株主割当ての方法による。基準日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その有する当社株式1株につき、1個の割合をもって、本新株予約権を割り当てる。但し、当社が有する当社株式については、本新株予約権を割り当てない。

(4)本新株予約権の払込金額

無償

(5)基準日

2021年4月12日（2021年4月8日当社取締役会決議により2021年4月27日に変更）

(6)本新株予約権の割当てが効力を発生する日

2021年4月13日（2021年4月8日当社取締役会決議により2021年4月28日に変更）

(7)本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。

(8)本新株予約権の行使期間

2021年9月1日から2021年12月31日までとする。

(9)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記②で定義される。）に割当株式数を乗じた額とする。

② 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（「行使価額」という。）は、1円とする。

(10)本新株予約権の行使の条件

① 以下の(i)ないし(iii)に該当する者（以下「特定株式保有者」という。）は、本新株予約権を行使することができないものとする。

(i) 株式会社シティインデックスイレブンス（以下「大量買付者」という。）

(ii) 村上世彰氏、村上裕恵氏、村上貴輝氏、野村絢氏、村上玲氏、野村幸弘氏、池田龍哉氏、福島啓修氏、中島章智氏、株式会社レノ、株式会社フォルティス、株式会社C&I Holdings、株

株式会社南青山不動産、株式会社オフィスサポート、株式会社ATRA、株式会社エスグラントコーポレーションその他大量買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）及び特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいう。）

(iii) 当社取締役会が当社特別委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者

(a) 上記(i)から本(iii)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者

(b) 上記(i)から本(iii)までに該当する者の「関係者」。なお、「関係者」とは、上記(i)から本(iii)までに該当する者との間にファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人（三田証券株式会社を含む。）、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいう。組合その他のファンドに係る「関係者」の判断においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとする。

② 本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社に対し、上記①の特定株式保有者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記①の特定株式保有者に該当しないことを含む。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合、その他特定株式保有者に該当しないと当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

③ 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。

④ 上記③の条件の充足の確認は、上記②に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとする。

⑤ 各本新株予約権の一部行使は、できないものとする。

(11)本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(12)本新株予約権の取得

① 当社は、2021年4月14日以降に当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会で定める取得日に、全ての、当該取得日時点で未行使であり、第10項①及び②の規定に従い行使可能な本新株予約権（下記②において「行使適格本新株予約権」という。）につき、取得に係る本新株予約権の数に、

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の当社普通株式を対価として、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権を取得することができる。

- ② 当社は、2021年4月14日以降に当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会で定める取得日に、当該取得日時時点で未行使である行使適格本新株予約権以外の全ての本新株予約権につき、取得に係る本新株予約権と同数の当社新株予約権で特定株式保有者による行使に一定の制約が付されたものを対価として、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権を取得することができる。
- ③ 当社は、2021年8月31日までの間はいつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ④ 上記①及び②に基づく本新株予約権の取得に関する条件充足に関しては、第10項②に定める手続に準じた手続により確認するものとする。

(13)本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(14)本新株予約権の行使請求の方法

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する場合、第8項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第16項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第17項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- ③ 本新株予約権の行使請求の効力は、第16項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

(15)新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

(16)行使請求受付場所

当社総務人事部

(17)払込取扱場所

みずほ信託銀行株式会社

(18)その他

上記に定めるもののほか、本新株予約権発行に関し必要な事項の決定について当社取締役に一任する。

2. 中止の理由等

当社が2021年4月23日付で公表いたしました「新株予約権無償割当て差止めの仮処分」の認可決定に対する保全抗告の申立ての結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本新株予約権の無償割当てにつき、同月2日付で東京地方裁判所において差止仮処分の決定（以下「本仮処分決定」といいます。）が行われたことから、当社は、同月5日付で、東京地方裁判所において、本仮処分決定に対する保全異議の申立てを行ったものの、同月7日付で東京地方裁判所において本仮処分決定を認可する決定（以下「本認可決定」といいます。）が行われました。そして、当社は、同月8日付で、東京高等裁判所に対して、本認可決定に対する保全抗告の申立て（以下「本保全抗告」といいます。）を行ったものの、同月23日付で東京高等裁判所において本保全抗告を棄却する決定（以下「本棄却決定」といいます。）が行われました。

本棄却決定が行われたことを受け、当社取締役会は、2021年4月25日付で当社の特別委員会から、最高裁判所の判断を仰ぐべく本棄却決定に対して抗告許可の申立てを行わず、本新株予約権の無償割当てを中止することは適当である旨の勧告を受け、当該勧告を踏まえて慎重に検討した結果、本日付取締役会決議により、本新株予約権の無償割当てを中止することを決定いたしました。

（特別配当に関する事項）

当社が2021年4月28日に開催した臨時株主総会において、2021年3月18日を基準日とする剰余金の配当（特別配当）（以下、「本特別配当」といいます。）を行う議案が原案どおり承認可決されました。

なお、本特別配当は、当社のミッション及びビジョンの実現に向けた取組みを従前よりご支援いただいている当社の株主の皆様に対して、当社グループの事業の成長に必要な経営資源についても考慮の上、当社グループの企業価値向上と両立する範囲において最大限の株主還元を実施するものであります。

本特別配当の内容につきましては、【連結株主資本等変動計算書に関する注記】（2）. 剰余金の配当に関する事項②をご覧ください。

（子会社株式の売却プロセス）

当社は、2021年4月30日開催の取締役会において同日公表の「当社の子会社株式の売却プロセスの進捗状況等に関するお知らせ」のとおり、当社の子会社であるJAG国際エナジー株式会社（以下「JAG国際エナジー」といいます。）及び国際航業株式会社（以下「国際航業」といい、JAG国際エナジーと併せて「対象子会社」といいます。）の売却先の選定スケジュールを決議しております。

また、2021年5月27日開催の取締役会において、同日公表の「(変更) 当社の子会社株式の売却プロセスの進捗状況等に関するお知らせ」のとおり、選定スケジュールの変更を決議いたしました。現時点における対象子会社の売却先の選定プロセスの進捗状況及び今後のスケジュール等について、以下のとおりとなります。

1. 対象子会社の売却先の選定プロセスの進捗状況

(1) 当社が対象子会社の取得への関心を確認した候補先数

① J A G国際エナジー：約20社（事業会社及びプライベート・エクイティ・ファンドの双方を含みます。以下同じです。）

② 国際航業：約25社

(2) 対象子会社へのデュー・ディリジェンスを実施した企業の数

① J A G国際エナジー：3社

② 国際航業：3社

2. 今後のスケジュール

① J A G国際エナジー：

ア	1次入札期日	2021年3月12日
イ	2次入札期日	2021年5月17日
ウ	株式譲渡契約の締結	(未定)
エ	株式譲渡の実行	(未定) ※ 当社臨時株主総会及び当該株式譲渡を実行するために必要な許認可の取得等の必要手続の完了後

② 国際航業：

ア	1次入札期日	2021年4月2日
イ	2次入札期日	2021年5月14日
ウ	株式譲渡契約の締結	(未定)
エ	株式譲渡の実行	(未定) ※ 当社臨時株主総会及び当該株式譲渡を実行するために必要な許認可の取得等の必要手続の完了後

対象子会社の株式の売却は、必要に応じて当社の株主の皆様、金融機関その他のステークホルダーの皆様への情報共有を行い、法令に基づき必要な手続を履践した上で進めて参ります。

① J A G国際エナジーの株式の大部分の売却については、当社の株主の皆様のご要請を踏まえ、同社の当社グループにおける重要性に鑑み、また、②国際航業の株式の大部分の売却については、会社法上、当該株式の売却に係る契約の承認について株主総会の特別決議が必要となる見込みであり、両社の売却に係る契約については、当社の臨時株主総会（開催時期は決定次第お知らせいたします。）において、株主の皆様にご承認いただくことを想定しております。なお、今後のスケジュールにつきましては、今後、買主候補者と協議の上、変更される可能性があります。

9. その他の注記

(企業結合等関係)

子会社株式の譲渡

株式会社エオネックス及び株式会社利水社の株式譲渡

(1) 株式売却の概要

① 子会社の名称及び事業内容

名称 株式会社エオネックス

事業の内容 温泉事業、環境事業

名称 株式会社利水社

事業の内容 測量、設計、各種台帳、防災調査等

② 売却先企業の名称

株式会社極楽湯ホールディングス

③ 売却を行った主な理由

連結子会社である国際航業株式会社、株式会社エオネックス及び株式会社利水社の3社は、株式会社エオネックス及び株式会社利水社の2社が本社を置く北陸エリアを中心に、防災・環境保全、社会インフラ、行政マネジメントにおける顧客開拓や技術交流を深め、相互の生産力強化等により事業進展に成果を上げております。一方、株式会社エオネックスは、業容拡大のため、温浴事業、温泉掘削ボーリング事業への展開も模索しており、2019年3月に温浴施設運営を行う株式会社湯ネックスを立ち上げるなど、積極的に事業展開を進めております。

そのような中で、今回、株式会社極楽湯ホールディングスから株式会社エオネックスの全株式の譲渡申し入れを受けました。株式会社エオネックスの今後の更なる成長を鑑みた際に、既存事業を活かしながら、温浴事業、温泉掘削ボーリング事業のノウハウを取り込むことにより、株式会社エオネックスの企業価値の向上、ならびに社会への貢献が図れるものと判断したことから、本件取引の実行を決議いたしました。

株式会社利水社については当社グループに属する以前より株式会社エオネックスと一体運営がなされていた会社であり、両者を切り離すことは不可能なため、株式会社エオネックスと同時に譲渡することといたしました。

④ 譲渡日

2020年4月1日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

関係会社株式売却益 224百万円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	1,314	百万円
固定資産	853	百万円
繰延資産	5	百万円
<hr/>		
資産合計	2,173	百万円
<hr/>		
流動負債	1,245	百万円
固定負債	327	百万円
<hr/>		
負債合計	1,572	百万円

③ 会計処理

当該株式会社の連結上の帳簿価額と売却価額との差額を関係会社株式売却益として特別利益に計上しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

空間情報事業

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

当連結会計年度期首をみなし譲渡日として事業分離を行っており、当連結会計年度の連結損益計算書には分離した事業に係る損益は含まれておりません。

(減損損失)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

① 資産のグルーピングの方法

当社グループは、資産を事業資産、賃貸資産、遊休資産等にグループ化し、事業資産については、事業領域等をグルーピングの最小単位とし、賃貸資産及び遊休資産等については個別の物件を最小単位としております。

② 減損損失を認識した資産グループ及び減損損失計上額、資産種類ごとの内訳

用途	場所	種類	金額(百万円)
事業資産	大阪府大阪市 インドネシア 西ジャワ州等	建物及び構築物	13
		機械装置及び運搬具	14
		その他有形固定資産（工具、器具及び備品）	77
		建設仮勘定	27
		その他	38
		合計	172

③ 減損損失を認識するに至った経緯

事業資産については、一部の連結子会社の収益性の低下及び回収可能価額の低下により、当該資産グループについて資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額172百万円を減損損失として計上しております。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については、正味売却価額又は使用価値を零として算出しております。

(株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けについて)

株式会社シティインデックスイレブンス (以下「公開買付者」といいます。) は当社株券等に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) を実施するとして、2021年4月27日に公開買付け届出書が提出されました。

1. 公開買付者の概要

(1)	名称	株式会社シティインデックスイレブンス	
(2)	所在地	東京都渋谷区東三丁目22番14号	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 福島 啓修	
(4)	事業内容	投資業等	
(5)	資本金	100万円	
(6)	設立年月日	2009年5月20日	
(7)	大株主及び持株比率 (2021年4月27日現在)	株式会社レノ	50.00%
		株式会社ATRA	50.00%
(8)	当社と公開買付者の関係		
	資本関係	公開買付者は、当社株式を4,213,200株 (所有割合 (注) : 15.35%) 所有しております。また、公開買付者の特別関係者である野村幸弘氏は当社株式を1,256,400株 (所有割合 : 4.58%)、同じく株式会社エスグラントコーポレーションは当社株式を1,714,000株 (所有割合 : 6.24%)、同じく株式会社南青山不動産は当社株式を1,360,000株 (所有割合 : 4.95%) 所有しており、公開買付者及び特別関係者合計で8,543,600株 (所有割合 : 31.13%) 所有しております。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

(注)「所有割合」とは、2021年3月31日現在の当社の発行済株式総数 (27,763,880株) から、同日現在の当社が所有する自己株式数 (897,112株) から同日現在の当社の株式給付信託 (BBT) が所有する株式数 (580,800株) を除いた株式数 (316,312株) を控除した株式数 (27,447,568株) に対する、当該株主が所有する当社株式の数の割合 (小数点以下第三位を四捨五入) をいいます。

2. 公開買付の概要

(1) 買付け等を行う株券等の種類
普通株式

(2) 買付け等の期間

2021年4月27日（火曜日）から2021年6月11日（金曜日）まで（30営業日）

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金910円

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数 18,905,795株

買付予定数の下限 一株

買付予定数の上限 一株

(注) 本公開買付けにおいては、公開買付者は、上限及び下限を設定しておりません。

(5) 公開買付開始公告日

2021年4月27日（火曜日）

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式
- ② その他有価証券
・時価のあるもの

移動平均法による原価法を採用しております。

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
（リース資産を除く）
- ② 無形固定資産
（リース資産を除く）
- ③ リース資産
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアは利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- ② 賞与引当金
- ③ 株主優待引当金
- ④ 債務保証損失引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を個別に勘案し、損失負担見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしているものについては特例処理を採用しており、それ以外のものについては繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金に係る金利

③ ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの既に経過した期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の間に高い相関関係があるか否かで有効性を評価しております。なお、特例処理による金利スワップについてはヘッジの有効性評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ① 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 |
| ② 連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |
| ③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 | 当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。 |

(7) 表示方法の変更

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(8) 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 一百万円

- ② 認識した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

認識した項目に係る重要な会計上の見積りの内容については、連結注記表「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等(6) 会計上の見積りに関する注記(繰延税金資産の回収可能性)」に同一の内容を記載しておりますので省略しております。

(9) 会計上の見積りの変更

(耐用年数及び資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、当社及び一部の子会社の事務所の不動産賃貸借契約を変更したことに伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。また、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去費用について見積りの変更を行いました。これにより、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ17百万円増加しております。

(10) 追加情報

株式給付信託（BBT）の導入

当社は、2018年6月26日開催の第31回定時株主総会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の取締役に對し、当社株式を給付する仕組みです。

当社は取締役に對して、役員株式給付規程に従いポイントを付与し、原則として退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。取締役に對して給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

なお、当事業年度におけるポイントの付与はありません。

② 信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式を信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額は274百万円、株式数は580,800株であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 担保資産

現金及び預金	1,000百万円
投資有価証券	334百万円
計	1,334百万円

② 担保付債務

短期借入金	2,000百万円
1年内償還予定の社債	1,850百万円
1年内返済予定の長期借入金	992百万円
社債	1,700百万円
長期借入金	4,684百万円
計	11,226百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 177百万円

(3) 保証債務

次のとおり債務保証を行っております。

保証先	金額	内容
国際航業(株)	4,217百万円	借入金、土地賃貸借契約
J A G香川ソーラー開発合同会社	135百万円	土地賃貸借契約
J A G香川ソーラー開発2号合同会社	136百万円	土地賃貸借契約
J A G国際エナジー(株)	3,457百万円	借入金、土地賃貸借契約
PrimusTech Pte. Ltd.	1,151百万円	借入金
(株)ザクティ	500百万円	借入金
J A Gパワーエンジニアリング(株)	76百万円	リース契約
計	9,676百万円	

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります（区分表示したものを除く）。

短期金銭債権	424百万円
長期金銭債権	0百万円
短期金銭債務	205百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引

売上高

2,182百万円

販売費及び一般管理費

87百万円

営業取引以外の取引高

83百万円

(2) 関係会社貸倒引当金戻入額

Sphere(株)のその他流動資産（有価証券）3百万円に対するものであります。

(3) 関係会社債務保証損失引当金戻入額

(株)ザクティに対する債務保証156百万円であります。

(4) 関係会社事業損失引当金戻入額

(株)ザクティに対する関係会社事業損失引当金92百万円であります。

(5) 関係会社貸倒引当金繰入額

(株)ザクティに対する貸付金に対して1,000百万円及びJAG KOKUSAI VIETNAM COMPANY LIMITEDの貸付金に対して3百万円貸倒引当金を計上したものであります。

(6) 関係会社株式評価損

(株)ザクティホールディングス（連結子会社）

200百万円

日本アジアファイナンシャルサービス(株)（連結子会社）

41百万円

JAG KOKUSAI HONG KONG LIMITED（連結子会社）

29百万円

JAG KOKUSAI VIETNAM COMPANY LIMITED（連結子会社）

3百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式897,112株

(注) 当事業年度の末日における自己株式数には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式
580,800株が含まれております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	13百万円
貸倒引当金	320百万円
減価償却超過額	9百万円
減損損失	1百万円
子会社株式	463百万円
投資有価証券評価損	158百万円
関係会社株式評価損	1,921百万円
税務上の繰越欠損金	2,262百万円
その他	225百万円
繰延税金資産小計	5,376百万円
評価性引当額	5,376百万円
繰延税金資産合計	一百万円

(繰延税金負債)

子会社株式	319百万円
その他	152百万円
繰延税金負債合計	471百万円
繰延税金負債の純額	471百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	国際航業(株)	16,729 百万円	空間情報 社会基盤 整備	所有 直接 100.00	役員の兼任 資金の貸付 経営管理 債務保証 債務被保証 担保の受入	資金の貸付 (注 1)	1,600	関係会社 短期貸付金	—
						資金の回収	1,600		
						利息の受取 (注 1)	1	—	—
						経営指導料 (注 2)	1,210	—	—
						債務の保証 (注 3)	4,217	—	—
						債務の被保証 (注 4)	8,626	—	—
						担保の受入 (注 5)	11,226	—	—
						担保の差入 (注 6)	3,000	—	—
						連結納税 に伴う受取額	34	—	—
						連結納税 に伴う受取予定額	143	未収入金	143

属性	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	JAG国際エナジー(株)	100 百万円	再生可能エネルギー発電施設の開発	所有 直接 100.00	役員の兼任 資金の貸付 経営管理 債務保証 債務被保証 担保の受入	資金の貸付(注1)	1,350	関係会社 短期貸付金	650
						資金の回収	700		
						資金の回収	950	関係会社 長期貸付金	343
						利息の受取(注1)	29	—	—
						債務の保証(注3)	3,457	—	—
						債務の被保証(注4)	6,476	—	—
						担保の受入(注7)	5,550	—	—
子会社	JAGフォレスト(株)	10 百万円	森林活性化事業	所有 直接 100.00	役員の兼任 経営管理 資金の貸付	資金の貸付(注1)	75	関係会社 短期貸付金	543
						利息の受取(注1)	12	—	—
子会社	㈱ザクティホールディングス	100 百万円	空間情報	所有 直接 100.00	増資の引受	新株の発行(注8)	2,400	—	—
子会社	(株)ザクティ	100 百万円	空間情報	所有 間接 100.00	資金の貸付 債務保証	資金の貸付(注1)(注9)	3,200	関係会社 短期貸付金	1,000
						資金の回収(注10)	4,400		
						利息の受取(注1)	30	—	—
						債務の保証(注3)(注11)	500	—	—
子会社	Primus Tech pte.Ltd.	2,050千 シンガポールドル	空間情報	所有 直接 100.00	債務保証	債務の保証(注3)	1,151	—	—

- (注) 1. 資金の貸付金利については、当社の調達金利を勘案して決定しております。
2. 経営指導料については、対価として合理的な金額を算定のうえ決定しております。
3. 債務保証については、金融機関からの借入金等に対して行ったものであり、保証料は受領しておりません。
4. 債務被保証については、金融機関からの借入金等に対して債務保証を受けており、保証料の支払は行っておりません。
5. 銀行借入に対し、担保が提供されているものであり、「取引金額」はJAG国際エナジー(株)との共同借入債務の期末残高を記載しております。
6. 銀行借入に対し、当社が保有する投資有価証券株式の担保提供を行っております。
7. 銀行借入に対し、担保が提供されているものであり、「取引金額」は借入債務の期末残高を記載しております。「取引金額」のうち、648百万円はJAG国際エナジー(株)との共同借入債務であります。
8. 増資の引受については、同社が行った第三者割当増資を1株10,000円で引き受けたものであります。
9. (株)ザクティへの貸付金に対し、1,000百万円の貸倒引当金を計上しております。なお、当事業年度において、関係会社貸倒引当金繰入額1,000百万円を営業外費用に計上しております。
10. 資金の回収金額のうち、(株)ザクティホールディングスが(株)ザクティの増資を引受した2,200百万円が含まれております。
11. (株)ザクティの銀行借入に対し、343百万円の債務保証損失引当金を計上しております。なお、当事業年度において、関係会社債務保証損失引当金戻入額156百万円を営業外収益に計上しております。
12. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 551円67銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 31円72銭 |

(注) 当社は、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託 (BBT)」に残存する自己の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は580,800株であり、1株当たり当期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は580,800株であります。

8. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の無償割当ての中止)

当社は、2021年3月22日開催の当社取締役会において、甲種新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を割り当てることを決定しておりましたが、2021年4月26日開催の当社取締役会決議により、本新株予約権の無償割当てを中止することを決定いたしました。

詳細につきましては、連結注記表8. 重要な後発事象に関する注記（新株予約権の無償割当ての中止）をご参照ください。

(特別配当に関する事項)

当社が2021年4月28日に開催した臨時株主総会において、2021年3月18日を基準日とする剰余金の配当（特別配当）を行う議案が原案どおり承認可決されました。

詳細につきましては、連結注記表8. 重要な後発事象に関する注記（特別配当に関する事項）をご参照ください。

(子会社株式の売却プロセス)

当社は、2021年4月30日開催の取締役会において同日公表の「当社の子会社株式の売却プロセスの進捗状況等に関するお知らせ」のとおり、当社の子会社であるJAG国際エナジー株式会社及び国際航業株式会社（以下併せて「対象子会社」といいます。）の売却先の選定スケジュールを決議しております。

また、2021年5月27日開催の取締役会において、同日公表の「(変更) 当社の子会社株式の売却プロセスの進捗状況等に関するお知らせ」のとおり、選定スケジュールの変更を決議いたしました。現時点における対象子会社の売却先の選定プロセスの進捗状況及び今後のスケジュール等については、連結注記表8. 重要な後発事象に関する注記（子会社株式の売却プロセス）をご参照ください。

9. その他の注記

(株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けについて)

株式会社シティインデックスイレブンスは当社株券等に対する公開買付けを実施するとして、2021年4月27日に公開買付届出書が提出されました。

詳細につきましては、連結注記表9. その他の注記（株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けについて）をご参照ください。